

個人情報取扱特記事項（特定個人情報対応版）

第1 基本的事項

乙は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号、同法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報、法第 2 条第 5 項に規定する仮名加工情報、法第 2 条第 6 項に規定する匿名加工情報、法第 73 条第 3 項に規定する削除情報等、法第 109 条第 4 項に規定する削除情報及び法第 116 条第 1 項の規定により行った加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 責任体制の整備

乙は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第3 個人情報等取扱従事者等の報告

乙は、委託事務における個人情報等の取扱いに係る業務に従事する者（以下「従事者」という。）及び従事者の中から選任した個人情報等の取扱いの責任者（以下「責任者」という。）を書面によりあらかじめ、甲に報告しなければならない。責任者及び従事者を変更する場合も、同様とする。

第4 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、委託事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第5 取得の制限

乙は、委託事務を処理するために個人情報等を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第6 個人情報等に関する秘密の保持

- 1 乙は、委託事務を処理する上で知り得た個人情報等に関する秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 2 乙は、委託事務の実施における秘密の保持に関し、甲に誓約書を提出するとともに、全ての従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させ、その写しを甲に提出しなければならない。

第7 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第8 持出し禁止の措置

乙は、甲の指定を受けた場所又は甲乙協議により決定した作業場所から個人情報等を持ち出してはならない。

第9 従事者への周知、監督及び教育等

- 1 乙は、従事者に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 3 乙は、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、従事者が遵守すべき事項その他委託事務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従事者全員に対して実施しなければならない。

第10 複写又は複製の禁止

乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第11 資料等の返還及び廃棄

- 1 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が自ら作成し、若しくは取得した個人情報等が記録された資料等（前記1の規定により甲に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 3 乙は、前2項の規定に基づき資料等を返還又は廃棄したときは、返還又は廃棄した日時、担当者及びその方法等を記載した書面により速やかに甲に報告しなければならない。

第12 安全確保の措置

乙は、第2から第11までに掲げるもののほか、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報等の適切な管理のために、甲の定める「公立大学法人富山県立大学特定個人情報等の取扱いに関する安全管理規程」に基づき、これと同等の必要な措置を講じなければならない。

第13 再委託

- 1 乙は、個人情報等を取り扱う業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に再委託する場合、事前に甲の記録に残る方法による承認を得るとともに、本特記事項に定める、甲が乙に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。

2 乙は、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

3 1、2の内容は、承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。

第14 取扱状況の報告及び調査

甲は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の取扱状況を乙に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

第15 指示

甲は、乙が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報等について、その取扱いが不適正と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙はその指示に従わなければならない。

第16 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。また、乙は、被害の拡大防止のために必要な措置を速やかに講じなければならない。

第17 損害のために生じた経費の負担

委託事務の処理に関し、個人情報等の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

第18 名称等の公表

甲は、乙がこの契約に違反し、個人情報等の不適正な取扱いを行った場合において、事前に乙から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、乙の名称、所在地及びその個人情報等の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

(1) 第6の規定に違反し秘密を漏らしたとき。

(2) 第7の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。

(3) 第8及び第12の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報等を漏えい、滅失 又はき損したとき。

(4) (1)から(3)までに相当する個人情報等の不適正な取扱いがあるとき。

(5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報等の不適正な取扱いの態様、個人情報等の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。